

掛川市条例第5号

掛川市特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月29日

掛川市長

(別紙)

掛川市特別会計条例の一部を改正する条例

掛川市特別会計条例（平成17年掛川市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第6号を削り、第7号を第6号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 掛川市温泉事業特別会計の平成22年度分の収入、支出及び決算に関しては、なお従前の例による。
- 3 掛川市温泉事業特別会計の平成22年度の出納の完結の際同会計に属する現金は、その出納の完結の際一般会計に帰属するものとする。

（掛川市健康ふれあい館基金条例の一部改正）

- 4 掛川市健康ふれあい館基金条例（平成17年掛川市条例第62号）の一部を次のように改正する。  
第2条を次のように改める。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、予算の定めるところによる。

第4条中「温泉会計歳入歳出予算」を「掛川市一般会計歳入歳出予算」に改める。